



豊田紡織株式會社南工場出張所
子、解雇の通知 限月の通知

六、解雇の通知 臨時手当八月二十五日

五、解雇の通知 臨時手当八月十五日

四、解雇の通知 金中

三、解雇の通知 臨時手当八月二十五日

二、解雇の通知 臨時手当八月二十五日

一、解雇の通知 臨時手当八月二十五日

豊田紡織株式會社南工場出張所

豊田紡織株式會社南工場争議之作

名古屋市中區米野町頓ヶ島二九ノ一豊田紡織では八月十六日従業員四名解雇したのでこの解雇者は日本労働総評議會中部合同労働に應援を求めて紛議となつたが他の従業員これが應援の爲に立つと云ふことも無く紛議の程度にて終つた。
然し中部合同労働組合にはこれを争議化せんとして左の如き要求書を八月十八日提出した。

要 求 書

- 一、解雇者を即時復職せしむること、理由を明かにし得ざるが如き、不當なるものなり依つて即時復職を正當とす
- 二、解雇手當制定、退職手當制定を即時制定すること